

第1号様式

法令適用事前確認手続き(照会書)

平成21年9月8日

国土交通省総合政策局建設業課 御中

照会者名 : _____

住所 : _____

電話 : _____

FAX : _____

下記について、照会します。

なお、照会者名並びに照会及び回答内容の公表については、公表に同意します。

記

1, 法令名及び条項

建設業法第3条(建設業の許可)

2, 将来自らが行おうとする行為にかかる個別具体的な事実

① A社は、建設業の元請工事の請負を主たる業務とする法人であり、B社は、屋根工事業の建設業許可を受けて建設業を営む法人である。

② A社は、B社に対し、戸建住宅における太陽光発電装置の設置及び屋根葺替工事を発注する予定である。

なお、総工事代金は500万円前後である。

B社は、屋根工事の建設業許可は有しているが、電気工事に関する建設業許可は有していない。

また、同工事において、B社は、太陽光発電装置(モジュール部分)の屋根への設置及び屋根葺替工事は施工するが、太陽光発電装置の配線の接続までは施工しない。同配線の接続は、別途、電気工事の建設業許可を有する業者が行う予定である。

さらに、A社とB社との間で取引される太陽光発電装置は、いわゆる屋根材一体型と呼ばれる太陽光発電装置と屋根材が不可分一体となっている商品である。

3, 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

通常、建設業法上、太陽光発電装置の設置は電気工事に分類されるとされており、同工事を単独で施工する場合、電気工事の許可を有する必要があるとされている。

ただし、太陽光発電装置を屋根全体に設置し、また、雨漏りしないよう留意するなど、同装置を屋根材として捉えられるような施工方法をとる場合は、屋根工事にも分類されるとされており、屋根工事の許可を有する建設業者でも施工が可能とされている。

本件の場合、太陽光発電装置の設置及び屋根の葺替工事を併せて行うことから、先に提示した「屋根工事としての要素」を十分に備えていると考えることができ、屋根工事の許可を有するB社においても、本件工事の施工が可能ではないか、との疑義が生じるところであり、本照会に至った次第である。

4, 公表延期の希望(希望する場合のみ)

本照会に関しては、公表延期を希望しません。

5, 連絡先

上記照会者等の記載した連絡先に御連絡ください。